

相模原ロボットフレンドリー社会実装事業業務委託 仕様書

1 業務名

相模原ロボットフレンドリー社会実装事業

2 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 業務の目的

ロボットの社会実装を促進するため、市内でロボットの活用・導入が進んでいない施設等を対象に、ロボットが活躍できる施設環境の整備や、当該施設の従業員・職員に対するロボットへの受容性向上など、ロボットフレンドリーな環境構築に取り組む。あわせて、ロボットビジネスの成長支援や、新たなロボットの活用・導入に関する普及啓発・PRを一体的に推進することで、地域経済の活性化を目指す。

4 業務の内容

受注者は、以下の通り、「相模原ロボットフレンドリー社会実装事業」の運営を行うものとする。

(1) プログラムに参加する施設の募集

市内でロボットの活用・導入が進んでいない施設等の募集にあたり、対象となる施設等への個別訪問や市内外の関係機関と連携した掘り起こし、また本プログラム参加に繋げるイベント開催や Web サイト等を活用した効果的な各種広報や募集方法等について提案し、実施すること。

(2) 対象となる施設領域

以下施設領域を「重点施設」として設定する。本市及び全国的にもロボットの活用・導入が進んでいない領域であるとともに、「ロボットのまち さがみはら」の実現に繋がるような市民の目に触れることができる本市の象徴的な施設であること。

＜重点施設＞

医療機関/教育機関/観光施設/商業施設/交通機関（駅等）/大規模集合住宅 等

(3) 対象施設の選考・選定

(1)(2)を踏まえて、本プログラムへ参加意向のある施設の応募受付を行うとともに、支援対象となる施設を選考・選定する。(2施設程度を想定)なお、選考・選定に係る基準は受注者と市で協議の上作成すること。

(4) プログラム参加施設の支援

次のア～ウの支援を原則とし、適宜発注者と協議の上、プログラム参加施設の状況に合わせた適切な支援を行うこと。

ア プログラム参加施設における課題抽出、業務フローの分析・検討・整理

対象施設において、現在抱えている業務上の課題を抽出するとともに、課題解決に向けた業務フローの分析・検討・整理を行うこと。

＜支援例＞

- ・対象施設毎の業務上の課題抽出
- ・課題にあわせたロボット活用・導入に向けた先進性を有するユースケース選定
- ・ロボットの活用・導入に向けた施設環境上の運用条件・設備条件・安全上検討の整理
- ・ロボットソリューションに係る要件定義（運用ゾーニング、スケジュール設定、導入台数算定、導入効果シミュレーション、システム構成検討 等）

イ 課題解決に資するロボットソリューション企業（SIer 企業等）とのマッチング

アで検討・分析・整理した要件定義に基づき、課題解決に資するロボットソリューション企業（SIer 企業等）とのマッチングを実施すること。マッチング手法にあたっては、発注者と協議の上進めること。

<支援例>

- ・ロボットソリューション企業（SIer 企業等）のリストアップ・募集
- ・施設側とのマッチング

ウ 対象施設における業務フローや施設環境の再構築・運用ルールの整備

ア及びイを踏まえて、対象施設でのロボットの活用に向けた業務フローや施設環境の再構築・運用ルールの整備を行う。また、支援実施にあたっては、本市が運営している「さがみはらロボット導入支援センター」とも適宜連携を図ること。

<支援例>

- ・施設に対してロボットフレンドリーな環境構築に向けた物理環境面にかかる支援
- ・ロボットソリューション企業に対する技術的検証及び実証実験の計画立案支援
- ・ロボット活用・導入に向けた業務フローに関する運用マニュアルの作成・整備

※本事業終了後も、定められた運用マニュアルを継続可能な仕組みを検討すること

（５）普及啓発・PR

（４）の支援の結果を広く普及啓発・PRすることができる成果発表会を開催すること。開催にあたっては、市内外を問わず多くの施設や報道機関、関係機関等を広く募り、普及啓発・PRの機会に寄与するよう努めること。なお、会議室の手配、必要経費等は受注者にて実施すること。また、本市が掲げている、ビジネス環境や市民生活にロボットが溶け込んだ「ロボットのまち さがみはら」の実現に資するように、必要に応じて国、県、民間企業等が実施・推進するロボット関連事業との連携を図り、関係イベント等へ合同参加をするなど、本プログラムがより効果的な取組となるよう努めること。

（６）次年度プログラム参加施設の集客

プログラム期間中に、（５）による普及啓発・PRを行うとともに、Web サイト等を活用した効果的な各種広報を行うことで、次年度プログラム参加希望者の集客を図るすること。

（７）アンケートの実施

プログラム参加者に対しアンケートを実施し、業務の効果検証・分析等を行うこと。

（８）報告書の納品

本業務終了後には、（１）～（７）の実施結果等について報告するとともに、本業務によって得られた知見、ネットワーク、今後の支援の方策、提言などをまとめた報告書を作成・

納品すること（電子データ及びA 4 サイズの紙媒体、写真・映像データ等）。

5 その他

受注者は、業務の実施に当たり、以下の点に留意すること。

- （１）業務の内容及び範囲について発注者と十分打合わせを行い、協議の上、決定するとともに、業務の目的達成に努めること。
- （２）当該業務実施過程で疑義が生じた場合は、その都度本市と協議を行い、その指示を受けること。
- （３）定期的に業務の進捗状況を発注者に対して報告する打合せの場を設けるとともに、打合せの際はその内容を記録し、発注者へ提出すること。
- （４）当該業務において作成した広報媒体等の著作権は、市に帰属するものとする。
- （５）本業務の公共性に鑑み、受注者は透明性、公平性を確保して業務にあたること。

以 上